

地方公務員の臨時・非常勤職員について

- ① 常勤職員とは異なり、「臨時的・補助的な職」又は「学識経験を必要とする職」としての位置づけ
- ② 全地方公共団体の「臨時・非常勤職員」の数：約60万人※（平成24年4月1日現在）

※ 調査対象：任用期間が6ヶ月以上又は6ヶ月以上となることが明らか、かつ、週19時間25分以上勤務の者
 主な職種：一般事務職員、保育士、教員・講師、技能労務職員 など

（単位：人）

職 員 数 (平成24年4月1日現在)		合 計		特別職非常勤職員 (法3条3項3号)		一般職非常勤職員 (法17条)		臨時的任用職員 (法22条2項・5項)	
		計	女性職員 の割合	計	女性職員 の割合	計	女性職員 の割合	計	女性職員 の割合
主 な 職 種	一般事務職員	149,562	80.2%	54,723	69.2%	32,650	84.6%	62,189	87.3%
	保育士等	103,428	96.3%	22,912	95.6%	26,052	96.5%	54,464	96.4%
	給食調理員	39,294	97.0%	9,248	96.6%	12,495	97.6%	17,551	96.8%
	教員・講師	78,937	64.8%	22,195	63.8%	8,817	75.2%	47,925	63.3%
	その他	118,593	63.1%	76,883	56.1%	20,449	71.0%	21,261	80.5%
			603,582	74.2%	231,209	63.4%	127,390	80.7%	244,983

- ③ 任期：臨時職員は6月以内（1回のみ更新可能で最長1年）、非常勤職員は通常1年以内
- ④ 勤務条件：条例等で規定（給与：非常勤職員は、常勤職員と異なり、報酬及び費用弁償を支給）